

第17号議案

大田区区民活動支援施設条例の一部を改正する条例について

1 改正理由

区民活動支援施設大森の改修工事に伴い、施設や使用料の規定を改正する必要があるため。

2 改正内容（詳細は新旧対象表のとおり）

ミーティングルーム、グラウンド及び体育館の削除  
 共同事務室の区画数減  
 多目的室及びいろいろルームの使用料の変更

3 施行日

令和3年12月29日から施行する。ただし、一部の規定は、令和3年4月1日及び令和3年9月1日から施行する。

大田区区民活動支援施設条例 新旧対照表

新	旧																																				
<p style="text-align: center;">○大田区区民活動支援施設条例 平成15年12月25日 条例第44号</p> <p style="text-align: center;">（使用の申請及び承認）</p> <p>第6条 施設（軽食コーナー、ふれあいコーナー、<u>情報交流室、ワーキングルーム</u>及び相談・交流室を除く。第8条及び第10条において同じ。）又は付帯設備を使用しようとする者は、あらかじめ区長に申請し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">名称</th> <th style="width: 10%;">協働支援施設</th> <th style="width: 70%;">施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7" style="text-align: center; vertical-align: middle;">大田区区民活動支援施設大森</td> <td></td> <td>調理室</td> </tr> <tr> <td></td> <td>会議室</td> </tr> <tr> <td></td> <td>共同事務室</td> </tr> <tr> <td></td> <td>軽食コーナー</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ふれあいコーナー</td> </tr> <tr> <td></td> <td>情報交流室</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ワーキングルーム <u>（削除）</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	協働支援施設	施設	大田区区民活動支援施設大森		調理室		会議室		共同事務室		軽食コーナー		ふれあいコーナー		情報交流室		ワーキングルーム <u>（削除）</u>	<p style="text-align: center;">○大田区区民活動支援施設条例 平成15年12月25日 条例第44号</p> <p style="text-align: center;">（使用の申請及び承認）</p> <p>第6条 施設（軽食コーナー、ふれあいコーナー、<u>情報交流室、ワーキングルーム、ミーティング</u><u>ルーム</u>及び相談・交流室を除く。第8条及び第10条において同じ。）又は付帯設備を使用しようとする者は、あらかじめ区長に申請し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">名称</th> <th style="width: 10%;">協働支援施設</th> <th style="width: 70%;">施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7" style="text-align: center; vertical-align: middle;">大田区区民活動支援施設大森</td> <td></td> <td>調理室</td> </tr> <tr> <td></td> <td>会議室</td> </tr> <tr> <td></td> <td>共同事務室</td> </tr> <tr> <td></td> <td>軽食コーナー</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ふれあいコーナー</td> </tr> <tr> <td></td> <td>情報交流室</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ワーキングルーム <u>ミーティングルーム</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	協働支援施設	施設	大田区区民活動支援施設大森		調理室		会議室		共同事務室		軽食コーナー		ふれあいコーナー		情報交流室		ワーキングルーム <u>ミーティングルーム</u>
名称	協働支援施設	施設																																			
大田区区民活動支援施設大森		調理室																																			
		会議室																																			
		共同事務室																																			
		軽食コーナー																																			
		ふれあいコーナー																																			
		情報交流室																																			
		ワーキングルーム <u>（削除）</u>																																			
名称	協働支援施設	施設																																			
大田区区民活動支援施設大森		調理室																																			
		会議室																																			
		共同事務室																																			
		軽食コーナー																																			
		ふれあいコーナー																																			
		情報交流室																																			
		ワーキングルーム <u>ミーティングルーム</u>																																			

新		
	区民利用施設	<u>(削除)</u> <u>(削除)</u> 多目的室 いろいろルーム
大田区区民活動支援施設蒲田	協働支援施設	相談・交流室 教室 多目的スペース

別表第3（第8条関係）

1 区民活動支援施設大森

(1) 協働支援施設

ア 調理室及び会議室（略）

イ 共同事務室

施設名	区画数	金額
共同事務室	<u>3</u>	当初3年間1区画当月額5,000円 延長期間1区画当た月額8,500円

(2) 区民利用施設

使用区分	午前	午後A	午後B	夜間
施設名	午前9時～正午	午後0時30分～午後3時	午後3時30分～午後6時30分	午後7時～午後10時
<u>(削除)</u>				
<u>(削除)</u>				
多目的室	<u>900円</u>	<u>860円</u>	<u>900円</u>	<u>1,100円</u>
いろいろルーム	<u>690円</u>	<u>580円</u>	<u>690円</u>	<u>900円</u>

2 区民活動支援施設蒲田（略）

備考

(1)～(5)（略）

(削除)

付 則

旧		
	区民利用施設	<u>グラウンド</u> <u>体育館</u> 多目的室 いろいろルーム
大田区区民活動支援施設蒲田	協働支援施設	相談・交流室 教室 多目的スペース

別表第3（第8条関係）

1 区民活動支援施設大森

(1) 協働支援施設

ア 調理室及び会議室（略）

イ 共同事務室

施設名	区画数	金額
共同事務室	<u>8</u>	当初3年間1区画当月額5,000円 延長期間1区画当た月額8,500円

(2) 区民利用施設

使用区分	午前	午後A	午後B	夜間
施設名	午前9時～正午	午後0時30分～午後3時	午後3時30分～午後6時30分	午後7時～午後10時
<u>グラウンド</u>	<u>780円</u>	<u>640円</u>	<u>780円</u>	
<u>体育館</u>	<u>1,000円</u>	<u>900円</u>	<u>1,000円</u>	<u>1,400円</u>
多目的室	<u>1,200円</u>	<u>1,140円</u>	<u>1,200円</u>	<u>1,500円</u>
いろいろルーム	<u>920円</u>	<u>780円</u>	<u>920円</u>	<u>1,200円</u>

2 区民活動支援施設蒲田（略）

備考

(1)～(5)（略）

(6) 区民利用施設のグラウンドについては、10月1日から翌年の3月31日までの間に使用する場合に限り、午後Bの使用時間は、午後3時30分から午後5時までとする。この場合における使用料は、380円とする。

新	旧
<p>この条例は、令和3年12月29日から施行する。 ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 別表第3の1区民活動支援施設大森の部     (1)協働支援施設の款イ共同事務室の項の改正規定 令和3年4月1日</p> <p>(2) 別表第3の1区民活動支援施設大森の部     (2)区民利用施設の款いろいろルームの項の改正規定 令和3年9月1日</p>	